

中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書
に対する環境省意見

環 境 省

本年4月27日に環境影響評価法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、事業の早期段階における環境配慮事項の検討を行う配慮書手続が新たに加わった。改正法の施行は公布の2年後であるが、衆議院及び参議院の各院においてなされた附帯決議に、改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導されるべき旨が示されたところである。

中央新幹線については、国土交通省交通政策審議会の陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会（以下「小委員会」という。）において検討され、本年5月の小委員会答申において南アルプスルートが採択されたが、その際に、環境省は環境保全の見地から意見を提出した。

環境省意見においては、幅20～25kmのルート帯から、事業者が路線位置の絞り込みを行う際に、概ねの路線案を複数設定するか、複数案の設定が困難である場合はルート帯をより狭めた形で概ねの路線案を設定することにより、配慮書手続を行うよう求めており、当該意見及び改正法の趣旨を踏まえ、JR東海により計画段階環境配慮書が作成され、ルート幅を約3kmに絞り込んだ概略ルートとともに公表された。

本配慮書について、国土交通省から環境の保全の見地からの意見を求められたため、次のとおり意見を述べる。

1. 路線の位置等を選定する際の配慮事項について

- (1) 今回の配慮書で示された概略ルートについては、重要な自然環境等を回避する必要があると指摘した環境省意見を踏まえ、国定公園等をおおむね回避したルートが設定されているものの、以下の地域の一部が概略ルートに含まれている。

今後、環境影響評価の手続の過程において具体的な路線の位置が選定されることとなるが、環境の保全上特に重要と考えられる以下の地域については、路線位置の選定の際に回避することを検討し、回避が困難な場合は環境に配慮した地下構造形式とし、付帯施設の設置も避けるなど、自然環

境への影響をできる限り回避・低減するよう、特に配慮する必要がある。

- ① 南アルプス国立公園、丹沢大山国定公園、飛騨木曾川国定公園、愛知高原国定公園
- ② 日本の重要湿地 500 として選定されている沖ノ洞・上ノ洞、大湫、前沢湿地

(2) 現在、国立公園等の拡張に関する検討が進められているが、以下の拡張候補地については地域の一部が概略ルートに含まれている。このため、既に国立公園等に指定されている地域と同様に、路線位置の選定の際に回避することを検討し、回避が困難な場合は環境に配慮した地下構造形式を基本とし、可能な限り付帯施設の設置も避けるなど、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう、特に配慮する必要がある。

- ① 南アルプス国立公園の拡張候補地として検討が進められている地域
- ② 愛知高原国定公園の拡張候補地として検討が進められている東海丘陵の小湿地群の地域

2. 方法書以降の手続における配慮事項について

方法書以降の調査・予測・評価の実施にあたり、以下の点について特に留意することが必要である。

(1) 対象事業の内容

路線の位置だけでなく、橋梁やトンネル、大深度地下トンネルに伴う立坑、山岳トンネルに伴う斜坑・横坑、立坑や斜坑に伴う施行ヤード・工事用道路、新規に設置する土捨場や車両基地・整備工場・変電所・線路の保守基地などの付帯施設についても評価書作成までの間に位置・規模等を明らかにし、事業実施区域に含め調査・予測・評価を実施する必要がある。これらの付帯施設について、評価書作成までの間に位置等を明らかにすることが困難な場合、必要な環境保全措置を評価書に位置付けた上で、その環境保全措置の効果を事後調査により確認する必要がある。

(2) 評価項目等

配慮書において、温室効果ガスについては、工事の実施に伴う評価項目として選定しているが、供用時も評価項目に選定することを検討する必要がある。

(3) 自然環境

概略ルート上には、良好な低山～山地帯森林生態系が存在し、希少動植物の生息・生育地、自然とのふれあいの場としても重要度の高い地域があり、また、自然公園や自然環境保全地域も多数指定されている。これらの地域における動植物及び生態系について現状把握のため十分な調査を実施し、それらへの影響をできる限り回避・低減するよう検討し、必要に応じて専門家の助言を受け、代償措置を講ずる必要がある。

(4) 騒音・振動・微気圧波

騒音等については、特にトンネルの坑口において微気圧波が発生する懸念があり、生活環境への影響が想定されることから、市街地や人家への影響をできる限り回避・低減するよう検討し、必要に応じて代償措置を講ずる必要がある。また、野生生物の繁殖等への影響のおそれについても専門家等の助言を受け検討する必要がある。

(5) 地下水

トンネルの工事及び供用時における地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水が想定され、これに伴う周辺地域における水源等の減水や枯渇が懸念されるため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況等を十分把握するとともに、必要に応じて地質・水文学的シミュレーションなどの手法により定量的な予測を行い、それらへの影響をできる限り回避・低減するよう検討し、必要に応じて代償措置を講ずる必要がある。また、地下水への影響については、予測の不確実性が高いと想定されることから、専門家の助言を受け代表的な地点を選定し、環境保全措置の効果を事後調査により確認する必要がある。

(6) 磁界

超電導リニアから発生する磁界による影響について、国際的な知見の集積を踏まえつつ、高架の高さの違いも考慮した上で検討する必要がある。また、用地境界での磁界が基準値以下となるように、確保すべき土地の範囲等を定める必要がある。

(7) 廃棄物

トンネル掘削等による土砂が大量に発生し、残土の処分場所として大規模な土捨場が設置されることも想定される。さらに、自然由来の重金属等を含む土砂が発生し対応が必要となる可能性もある。また、シールド工事

によって発生した建設汚泥を埋立処分するために、最終処分場の設置が必要となることも考えられるため、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう検討する必要がある。

3. 地域住民等の意見聴取の反映について

今回の配慮書については、J R 東海のホームページ上で公開され、広く一般からの意見募集が行われている。これにより集まった意見については路線位置の選定等に反映させることに努めるべきであり、意見の概要とそれに対する J R 東海の見解について方法書において整理する必要がある。また、沿線の地方公共団体からの意見に対しても、方法書において個々に見解を示すことが望ましい。

4. 長野県内の計画段階における環境配慮の実施について

配慮書の手続を実施する趣旨は、事業の位置・規模等の枠組みが決定される前に、環境面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、環境影響の回避・低減について検討し、事業計画に反映させることにある。このため、今回の配慮書において概略ルートが公表されなかった長野県内については、幅 20～25km から幅 3 km にルートを絞り込む際に検討した経緯や回避された環境影響等について丁寧に分かりやすく説明するとともに、今後路線位置等を選定する際に配慮すべき環境要素について示す必要がある。さらに、中間駅の位置を含め複数案を比較検討した場合は、その内容を示し、地域特性等から複数案を設定することが現実的ではない場合には、その理由を十分に示す必要がある。